

監査公表 第 1 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長及び筑後市教育長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和6年1月23日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 川口裕二

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項		措置の内容
人権・同和教育室	公金の 収納に ついて	<p>補助金の返還について、概算払いをしていた額より補助金対象経費の決算額が少なかったため、補助金返還命令書により返還されている。納入義務者は納入通知書により指定金融機関等へ納入すべきであるが、出納整理期間内に収納できなため、職員が私印を押印した預かり証により徴収し、納入義務者に代わって納入している。</p> <p>しかしながら、この取り扱いは、筑後市金銭会計規則に規定されておらず、不適切な公金収納事務となっている。</p>	<p>筑後市金銭会計規則に基づき、出納員または会計職員が歳入を収納したときは、納入通知書または現金領収書により適正に事務処理を行います。</p>

総務広報課	契約事務について	<p>選挙事務機器のリース契約について、市は機器の売主を選定し、市が選定した機器売主からリース業者が機器を買い受けて市へリースを行う内容で、リース事業者との二者間契約が締結されている。</p> <p>しかしながら、機器の売主を選定する手続きが行われておらず、また、契約当事者の役割及び責任を明確化するため、市、リース事業者、売主による三者契約とする必要がある。</p>	<p>選挙事務機器をリースする際には、まず、機器の売主を選定する手続きを行ったうえで、市・リース事業者・売主による三者契約を締結するよう改めます。</p>
都市対策課	契約事務について	<p>公衆トイレ浄化槽維持管理業務委託について、浄化槽清掃業務を業者決定するため4者に対し見積書提出の依頼が行われている。浄化槽清掃業者は、浄化槽法第35条により清掃業を行う区域の市町村長の許可が必要とされており、3者は筑後市の許可を受けていたが、1者は許可を受けていなかった。</p>	<p>浄化槽清掃業務を業者決定するための見積書提出の依頼については、筑後市から清掃業の許可を受けた業者のみに対して行うよう事務の適正化に努めます。</p>